

令和 6 年第 11 回嘉麻市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和 6 年 11 月 8 日					
招集の場所	嘉麻市役所 5 階会議室					
開閉会日時 及 び 宣 言	開会 令和 6 年 11 月 8 日 10 時 30 分			開会宣言		縄 田 緑
	閉会 令和 6 年 11 月 8 日 11 時 15 分			閉会宣言		縄 田 緑
付議案件	①議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (5 件) ②議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (1 件) ③議案第 42 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(変更申請) (1 件) ④議案第 43 号 農地利用状況調査の結果報告について ⑤議案第 44 号 農用地利用集積計画（案）の決定について (54 件) ⑥証明第 2 号 非農地証明願について (1 件) ⑦通知第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (20 件) 報告事項 公共事業に関する農地の一時使用報告書 (2 件)					
出席及び欠席	出席 13 名			欠席 2 名		
議事録署名委員	2 番	山 田 恵 子		3 番	嶋 田 尋 美	
職務の為委員会に 出席した者の氏名	事務局長	松 尾 典 子		庶務係長	伊 藤 紀 子	
	主任主事	守 上 諄		主任主事	中 川 直 音	
農業委員 出席状況	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	武 田 陽 一	×	9	田 中 久	○
	2	山 田 恵 子	○	10	松 尾 孝 嗣	×
	3	嶋 田 尋 美	○	11	品 原 勇 二	○
	4	田子森 富雄	○	12	井 手 勇	○
	5	中 嶋 誠	○	13	中 村 由 美	○
	6	藤 島 進	○	14	縄 田 緑	○
	7	添 田 實	○	15	縄 田 精 二	○
	8	山 崎 健 一	○			

農地利用最適化 推進委員 出席状況	担当地区	氏 名	出欠	担当地区	氏 名	出欠
	光代	萩 尾 邦 広	○	山野	花 岡 善 明	○
	飯田	中 嶋 力	○	漆生	梶 原 徳 幸	×
	下臼井	坂 本 高 行	×			

第 11 回嘉麻市農業委員会総会（令和 6 年 11 月 8 日）

事 務 局	会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにして下さい。 本日の出欠状況をご報告いたします。 在任委員 15 名中、欠席者 1 番 武田委員、10 番 松尾委員の 2 名であり過半数を超えておりますので、会議規則第 6 条に従い、本総会は成立していますのでご報告いたします。
事 務 局	本日の資料の確認をさせていただきます。 事前に郵送しておりました令和 6 年第 11 回嘉麻市農業委員会総会議案書と同資料の 2 点です。ご確認をお願いいたします。
事 務 局	それでは、開会宣言を副会長をお願いいたします。
副 会 長	只今より、令和 6 年第 11 回嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。
事 務 局	続きまして、農業委員会憲章の朗読でございます。ご起立をお願いいたします。
会 場	【農業委員会憲章朗読】
事 務 局	ご着席下さい。それでは、会長挨拶をお願いいたします。
会 長	【会長挨拶】
事 務 局	議事録整理の都合上、質疑の際には最初にお名前をお願いします。 それでは、会長、議事進行をお願いいたします。
議 長	それでは、本日の議事録署名委員について、会議規則第 14 条により議長が指名することにご異議ありませんか？
会 場	【異議なしの声】
議 長	署名委員につきましては、2 番 山田委員と 3 番 嶋田委員をお願いします。
議 長	それでは、議事に入ります。 議案第 40 号を議題といたします。 事務局に説明をお願いします。
事 務 局	それでは、1 ページをお願いいたします。
事 務 局	議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。

令和6年11月8日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

今月は、農地法第3条関係におきまして、5件の申請が出ております。

それでは、2ページをお願いいたします。

農地法第3条関係 審議表番号1

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇番〇 地目：田 地積：462㎡ 外1筆

申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇(75)

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇(74)

譲受人耕作地：自作地 8,575㎡ 借入地 2,769㎡ 計 11,344㎡

権利内容：所有権移転 贈与

事務局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を贈与で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、1ページに位置図、2ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号1番について、地区担当：萩尾推進委員に説明をお願いいたします。

萩尾推進委員 おはようございます。西郷・光代地区の推進委員の萩尾と申します。
この案件に対する位置関係を説明いたします。該当地図の横の〇〇〇-〇の道を挟んで前にはもとの〇〇〇がありましてそういう位置関係でございます。〇〇 〇〇氏から10月3日に連絡がありまして、〇〇 〇〇さんより無償で譲り受けるという電話がありました。
その後市役所へ行って説明を受けますと、〇〇〇-〇・〇〇〇-〇の2筆ということで説明を受けまして、10月30日に譲渡人の〇〇 〇〇さんのところへ出向いて説明を聞きましたら5月にお母様の〇〇 〇〇〇様から名義変更をしたということでした。〇〇 〇〇さんは高齢であり子供も農業はしないということで、もう作らないということでした。また、〇〇 〇〇さんとは従妹関係にあるということで20年ほど前から〇〇 〇〇さんに耕作していただいているということで、何もお金の関係はなしに譲渡するというものでございました。以上でございます。何ら問題はないと思われますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号1番について、ご質問はございませんか？

会場 (なしの声あり)

議	長	質問がないようですので採決に入りたいと思います。 審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会	場	【挙手】
議	長	賛成多数であります。 よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。 ここで推進委員の退席をお願いいたします。
議	長	続きまして、審議番号 2 番について、事務局に説明をお願いいたします。
事 務 局		農地法第 3 条関係 審議番号 2 申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇 〇〇〇番 地目：田 地積：1,842 m ² 申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (41) 申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (67) 譲受人耕作地：なし 権利内容：所有権移転 売買
事 務 局		この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を売買で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして、3 ページに位置図、4 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。
議	長	審議番号 2 番について、地区担当：中嶋推進委員に説明をお願いいたします。
中嶋推進委員		はい、説明させていただきます。今、紹介されましたように〇〇 〇〇さんがもう作付けしないということで新たに〇〇 〇〇さんが売買により取得し所有権移転をするということで報告を受けています。 売買で取得するということで確認がとれておりますので、よろしくお願いいたします。
議	長	只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。 審議番号 2 番について、ご質問はございませんか？
会	場	(なしの声あり)
議	長	質問がないようですので採決に入りたいと思います。 審議番号 2 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会	場	【挙手】

議	長	賛成多数であります。 よって本案は原案のとおり許可することに決しました。
議	長	続きまして、審議番号 3 番について、事務局に説明をお願いいたします。
事 務 局		農地法第 3 条関係 審議番号 3 申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇番 地目：田 地積：1,836 ㎡ 申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (79) 申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (75) 譲受人耕作地：自作地 7,331 ㎡ 借入地 1,478 ㎡ 計 8,809 ㎡ 権利内容：所有権移転 贈与
事 務 局		この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を贈与で取得する ものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、 ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、5 ページに位置図、6 ページ に申請地図を添付しております。以上でございます。
議	長	審議番号 3 番について、地区担当：中嶋推進委員に説明をお願いいたします。
中嶋推進委員		これは審議番号 4 番とも関係がございます。
議	長	それでは、4 番についても一緒に説明をお願いいたします。
事 務 局		農地法第 3 条関係 審議番号 4 申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇番〇 地目：田 地積：1,817 ㎡ 申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (75) 申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (79) 譲受人耕作地：自作地 8,575 ㎡ 借入地 2,769 ㎡ 計 11,344 ㎡ 権利内容：所有権移転 贈与
事 務 局		この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を贈与で取得する ものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、 ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、7 ページに位置図、8 ページ に申請地図を添付しております。以上でございます。
中嶋推進委員		それでは、続いて説明させていただきます。 今説明がありましたように、〇〇 〇〇氏の所有の〇〇〇〇〇の田と〇〇 〇〇氏の〇 〇〇にある田を交換するということで、〇〇氏は近くに田があって耕作の利用性も高い ということと、〇〇〇の方は自宅に近いのでということで交換という話になっておりま

		す。 面積については、1,836 m ² と 1,817 m ² ということで 2 人で合意して交換という話になっています。ご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	只今、事務局の説明が終わりました。採決については一つ一つしたいと思います。質問は一緒に受けたいと思います。ご質問はございませんか？
会	場	(なしの声あり)
議	長	質問がないようですので採決に入りたいと思います。 審議番号 3 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会	場	【挙手】
議	長	賛成多数であります。 よって本案は原案のとおり許可することに決しました。 続きまして、審議番号 4 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会	場	【挙手】
議	長	賛成多数であります。 よって本案は原案のとおり許可することに決しました。 ここで推進委員の退席をお願いいたします。
議	長	続きまして、審議番号 5 番について、事務局に説明をお願いいたします。
事 務 局		農地法第 3 条関係 審議番号 5 申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇〇番 地目：田 地積：1,334 m ² 申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (39) 申請人譲渡人：飯塚市〇〇 〇〇〇〇番地〇〇〇 〇〇 〇〇 (55) 申請人耕作地：自作地 6,282 m ² 借入地 17,189 m ² 計 23,471 m ² 権利内容：所有権移転 贈与
事 務 局		この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を贈与で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、9 ページに位置図、10 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。
議	長	審議番号 5 番について、地区担当：花岡推進委員に説明をお願いいたします。

花岡推進員	口春、山野、樋渡地区担当の花岡です。当案件につきましては、先日贈与での所有権移転について聞き取りを行っております。地元といたしましては問題ないとの認識ですが、委員のみなさんのご審議方よろしくお願いいたします。
議 長	只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。 審議番号５番について、ご質問はございませんか？
会 場	（なしの声あり）
議 長	質問がないようですので採決に入りたいと思います。 審議番号５番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会 場	【挙手】
議 長	賛成多数であります。 よって本案は原案のとおり許可することに決しました。 推進委員の退席をお願いいたします。
議 長	続きまして、議案第４１号を議題といたします。
事 務 局	それでは、３ページをお願いいたします。 議案第４１号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について 農地法第５条第１項の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。 令和６年１１月８日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二
議 長	地区担当：梶原推進委員が所用で欠席のため、事務局に説明をお願いいたします。
事 務 局	今月は、農地法第５条関係におきまして１件の申請が出ております。 それでは、４ページをお願いいたします。
事 務 局	農地法第５条関係 審議番号１ 申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇 地目：田 地積：1,289 ㎡ 申請人譲受人：〇〇府〇〇市〇〇区〇〇〇〇〇〇 〇番地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇（74） 転用目的：太陽光発電設備の設置 農地区分：第２種農地
事 務 局	この申請は譲受人の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇氏より地上権設定で権利を取得し、太陽光発電設備の設置を

計画しているものであります。地元との協議も整っており、許可申請上の書類も特に問題ないと思われます。資料といたしまして、11 ページに位置図、12 ページに申請地図、13 ページに現況断面図、14 ページに配置・排水計画図を添付しております。梶原推進委員からは問題はないと伺っております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号 1 番について、ご質問はございませんか？

井手委員 関連して、太陽光については知事処分と書いてあります。わたしの地元で住宅地の真ん中に太陽光の申請が出されたときに地元で反対運動がおこりまして、私もそれに顔を出したりしていました。嘉麻市としての事務局は書類が整っておれば、県にあげるということで反対しても無駄だということを言われまして、地元としては反対しても無駄だということで条件等、そういうことで柵を引っ込めたり排水の面とかで現場で立ち合って一応設置はしたんですね。その後発電はしておらず、ほったらかしということでその後始末というのは県がしてくれるのか事務局にお尋ねいたします。この太陽光の案件に関連して。

事務局 県が許可をしていくというのは農地法上で、農地を農地以外に変えていくという基準のもとに許可できるかできないかの判断をして許可を出しますので、その後許可をもらって太陽光を設置したその後始末というのは、太陽光を設置した業者が責任を負うものと思います。県の許可というのはまったく別物と考えております。

井手委員 県は許可を出したあとは知らないということですか。

事務局 そうですね。許可がおりた後は許可をもらった事業者が責任を負うものという考えです。

井手委員 事業者に対しての指導を県は全くしないということですか？

事務局 書類等で許可をしていますので、許可外のことをしている場合や許可を受けたのにまったく事業が進まないとか、別のものを建てているとかそういったことは違反転用ということですので、その際は県の指導が入ることになります。

井手委員 結局発電パネルは並べて設置した。が、発電はしない。台風が来たらパネルが飛んだり、草が伸びたり地元は苦労していたりする。以前、市で住宅地での太陽光発電に関連して条例を作ってくれということと言った覚えがある。議会だよりで、ある市議がそういった発言をしたのを見ました。福岡県でも岡垣町が独自で住宅地の中での条例をしていますので、大丈夫だと思うんですけど、市として太陽光発電は地元が OK すればいいんでしょうけど、反対があった場合は市として判断できる条例等を作るべきだと思います。行政の方にお伝えしておきます。

事務局	条例制定ということになりますと、市の方で行ってもらうことになりますが、農業委員会というのは自治法で定められた外局の行政執行機関となっております。農業委員会で市の条例を定めることはできませんが、農業委員会として市の方へ住宅地の太陽光に関するなんらかの規制ができないかということで要望書を市長部局にあげることは可能かと思います。住宅地の中でも、先ほど井手委員が言われたように賛成するところもあれば反対するところもあるので、そういった中で基準を作るとするのは難しいのではないかと。ここは認めてここは認めないとなるとなぜ認めないのかといったところが出てくるのでその判断は難しいのではないかと考えます。
井手委員	住宅地ですから地元で反対運動とかそういうのがあれば、問題です。地元が納得していれば市も議会か何かでいいですよということ OK を出せばいいですが、反対運動とか反対の人が多数あればそこで論議していただきたい。そういう条例をという要望です。
中嶋委員	中嶋です。うちの前に太陽光が出来ました。同じように住宅地の中に。そこで会社と交渉するときに反対の人もおりますから、会社と交渉して文書にして残した方がいいと思います。草刈りは必ずするとか、年に 2 回するとか、うちのところは 3 回ぐらい来ています。その辺りをきちんとすると少し解決するのではないかと。当然、音とかも少し出ます。音は出ないと言っていたけど、少しは出ます。耳障りというほどではないけど。
藤島委員	稼働してるかどうかとも分からない、会社が倒産しているかどうかとも分からん。この申請に出てる件も両側が田じゃないですか。行っていないけど、おそらく荒廃地化しているんだと思います。その中の真ん中だけほんと申請だされてこれは良いのか。
議長	隣の田んぼも持ち主は一緒です。そこは草だけは刈ってあって、反対側は荒地です。今日の朝、現場を確認に行きました。
事務局	資料の 14 ページの配置計画図の方を見ていただいて、今朝現地確認に行きまして参りました。〇〇〇〇-〇が今回の転用申請地。〇〇〇〇-〇が同じ持ち主になります。右側の〇〇〇〇-〇から先は荒廃農地で非農地でおちています。この 2 枚だけ何年か前まで水稻を作っていました。ここ 2 年くらいは作らなくなって、今回申請が出ましたが行政書士による申請でこちらも疑問に思いまして、太陽光にするならなぜ同じ所有者でということで確認をしたんですけれど、この 1 枚だけ、特に理由は聞いておりませんが地権者からこの 1 枚だけ申請するというお話だったので、1 筆だけの転用申請になっています。
井手委員	今、土地を持っていて荒地になっていて自分で手入れできなくて処分したい、売りたいという人がどんどん増えてきている。先ほどの太陽光のところも売りたいということでどこかと契約していた。それを発電会社が権利を買って設置した。非常に話のできる会

社でフェンスを張ったりさせて、別の太陽光の会社はいくら要望しても話がつかない会社もある。今、問題視しているのはこちらの話に対して分かりましたと返事をして話が済んだあとパネルを設置してそのままになっているということ。

こういう案件が出たとききちんと吟味する場所というのが。

ただ、市に上がってきてここの農業委員会で農地転用でよく分からないまいいですよというしかない。反対できない。だとしたらどこでチェックするのか。

市でチェックする場所がないから県にいて、県が市からきたからと OK する。

そういう流れがあるから先ほど言ったように部署で審議できるところを作って最終的に議会で OK というような流れにしていだきたいという要望です。

中 嶋 委 員 うち 2 回くらい発電会社が変わっています。不動産会社が業者に転売するというそんな感じだと思います。今は持ち主が代わっています。契約内容は一緒に草刈りもしてくれますが。

事 務 局 転用のチェック機関ということですが、法律で許可基準というものが決まっておりますので、窓口の相談の段階で法に基づいて転用が可能かどうかを確認して、できないものはできないということで窓口の時点で受けない、不許可というものを出不さないように窓口の時点で対応しております。そのうえで、国の許可基準によってそれが間違いないのかを県に確認を取っております。県の方も許可基準に照らし合わせて不許可にした場合、許可できるのに許可しないということになると不服申立ということで裁判になります。それがあるので、国の基準に基づいた判断しかできないということになっております。

議 長 この件に関して意見はございますが、ここでこれ以上どうかできる問題ではありませんので、審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議案第 42 号を議題といたします。

事 務 局 それでは、5 ページをお願いいたします。
議案第 42 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
農地法第 4 条第 1 項の規定により別紙のとおり変更申請があったので審議に付する。
令和 6 年 11 月 8 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

今月は、農地法第 4 条関係におきまして、1 件の変更申請が出ております。
それでは 6 ページをお願いいたします。

農地法第 4 条関係 審議番号 1

申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇番 地目：田 地積：3,103 m²
申請人：〇〇市〇〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇
転用目的：貸碎石置場
農地区分：第 1 種農地

事務局 この案件は令和 5 年 11 月 29 日に農振除外、令和 6 年 3 月 29 日に農地転用許可を受けた貸碎石置場で、当初は道路高よりも低く、入口から下がった計画高でしたが、埋立の高さが 450 から 900 へ変更となり、道路とほぼ同じ高さに変更したいという申請です。資料といたしましては、15 ページに位置図、16 ページに申請地図、17 ページに変更前平面図、18 ページに変更前断面図、19 ページに変更後平面図、20 ページに変更後断面図を添付しております。以上でございます。

議長 審議番号 1 番について、ご質問はございませんか？

藤島委員 〇〇〇〇のところですか？

議長 〇〇の現地を見に行って、その時もう少しあげてもいいのではないかという委員さんの意見も出ていました案件で、変更で道まで上げるという申請です。

藤島委員 5 年契約で、契約終わったら農地に戻すという件ですか？
田子森委員が質問された契約期間があった件ではないか？
5 年という契約がありますという話でしたよね？

事務局 一時転用での申請ではないので、契約期間はありません。
恒久転用で農地に戻すことはないです。
これは 4 条申請で、地権者が貸碎石場にして、〇〇〇〇に貸すというような申請だった。

議長 期間 5 年で借りるということで、農地に戻すということではないのでは？
地目変更は永久で〇〇氏がして、借りるのは〇〇〇〇で借地の契約期間が 5 年ということでは？

事務局 議事録を確認しましたところ、推進委員さんが契約は 5 年間ですと回答しています。
契約期間というのは〇〇〇〇と地権者さんの契約で、転用期間ではありません。
農地は一時転用ではなく恒久転用です。また、1 種農地は 5 年の一時転用ができず 3 年が限度です。

議長 他に質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議	長	賛成多数であります。 よって本案は原案のとおり許可することに決しました。 続きまして、議案第 43 号を議題といたします。
事 務 局		それでは、7 ページをお願いいたします。 議案第 43 号 農地利用状況調査の結果報告について 農地法第 30 条の規定に基づき、標記調査を行った結果報告書について承認を求める。 令和 6 年 11 月 8 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二
事 務 局		資料の 8 のページをお願いします。 今年度の調査により、遊休農地と判断されたものの合計が 198 筆 217,796.00 ㎡、 非農地判定されたものが、18 筆 14,978.00 ㎡となっております。 なお、遊休農地については意向調査の回答がないものについては、推進委員さんに自宅 訪問をして意向調査をしていただきます。また、非農地については 11 月中に事務局よ り非農地通知書を発送予定でございます。9～14 ページに農地利用状況調査（緑と黄 色）、15 ページに非農地の一覧表を添付しておりますので、確認方よろしくお願いい たします。以上でございます。
議	長	只今、事務局の説明が終わりました。 本案について、ご質問はございませんか？
会 場		（なしの声あり）
議	長	質問がないようですので採決に入りたいと思います。 本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会 場		【挙手】
議	長	賛成多数であります。 よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたします。
議	長	続きまして、議案第 44 号を議題といたします。 番号 20 番について井手委員が、「議事参与の制限」に該当しますので、会議規則第 11 条の規定により、井手委員の退席をお願いします。
事 務 局		それでは、16 ページをお願いいたします。 議案第 44 号 農用地利用集積計画（案）の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定につい て審議に付する。 令和 6 年 11 月 8 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局	本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。 それでは 17～26 ページをお願いいたします。 (1) 利用権設定 新規 21 件 74 筆 100,460.50 m² 更新 29 件 76 筆 121,219.00 m² 計 50 件 150 筆 221,679.50 m² (2) 所有権移転 4 件 5 筆 10,383.00 m² 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われませんがご審議 よろしくをお願いいたします。以上でございます。
議長	本案について、ご質問はございませんか？
会場	(なしの声あり)
議長	質問がないようですので採決に入りたいと思います。 本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会場	【挙手】
議長	賛成多数であります。 よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。 ここで井手委員の入室をお願いいたします。
議長	続きまして、証明第 2 号を議題といたします。
事務局	それでは、28 ページをお願いいたします。 証明第 2 号 非農地証明願について 証明書交付手続要領の規定に基づき非農地証明願の発行について審議に付する。 令和 6 年 11 月 8 提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二 今月は、非農地証明願について 1 件の申請が出ております。 それでは 29 ページをお願いいたします。 非農地証明願関係 審議番号 1 申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇番〇 地目：畑 地積：750 m² 申請人：〇〇 〇〇 (63)
事務局	資料の 23 ページをお願いいたします。 当該地は、非農地証明経過書にありますように、数十年耕作等を行っておらず、現況は 法面と溜池のように水が溜まっている状態です。地目変更手続きのための非農地証明の

申請を行っておりますのでご審議よろしくお願いいたします。
資料といたしまして 24 ページに位置図を添付しております。以上でございます。

議 長 証明番号 2 番について、副会長に説明をお願いいたします。

副 会 長 10 月 30 日の総会の事前打ち合わせの後、会長と事務局で現地を確認しましたところ、
法面と溜池のように水が溜まっている状態を確認してきました。以上です。

議 長 本件について、ご質問はございませんか？

藤 島 委 員 地図はいつの地図ですか？
横は農機具屋になっているところ？

事 務 局 ○○○○さんが地目変更されていないので、原野のままです。
登記が田のまま宅地が建っているとか原野の上に宅地が建っているとか多いです。
農地だったら駄目です。

藤 島 委 員 道の状態も全然違うのでいつの地図かと。

事 務 局 登記は現状のままです。
上に○○○○○がありますが、○○○も山林で地目変更されていないです。

藤 島 委 員 国土調査はいつでしたか？

議 長 一番最後の国調は、10 年前後だと思います。

事 務 局 合併前に国調は終わっているので 20 年近くなると思います。牛隈が最後だったと思
います。

藤 島 委 員 国調前の地図かと思ひまして。

事 務 局 地図は今の地図で課税は現況課税なので、山林でかかってはいないです。

井 手 委 員 国調というのは何年に 1 回するとかいう決まりはないのか？

事 務 局 ないです。

井 手 委 員 国調して、地主と農道との話し合いがつかず今の字図に線が入っていない。
農道が危ないから整備してくれと言ったら地主が筆界だから駄目だと。
畑に行く道があったけど、管財課に行って調べたら田んぼ+道と表記されていて、どう
したらいいか尋ねたら、線を引くにはお金がいるからということでした。

田子森委員	お互い話し合って、線を引かないといけない。その時は自費でしないといけない。この時は公費でできたけれど。
議 長	他に質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会 場	【挙手】
議 長	賛成多数であります。 よって、本案は非農地として証明したいと思います。 続きまして、通知第 9 号を議題といたします。
事 務 局	それでは、30 ページをお願いいたします。 通知第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知があったので報告する。 令和 6 年 11 月 8 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二 今月は 20 件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっており 31～36 ページに報告書を添付しております。以上でございます。
議 長	本件は報告のみでございます。 続きまして、会議次第 5 番、報告事項を議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	公共事業に関する農地の一時使用報告書について嘉麻市土木課長より届出が 2 件あっております。 それでは 37 ページをお願いいたします。 市営河川 汐井川の災害防止対策工事に伴う仮設進入路として令和 6 年 10 月 25 日から令和 7 年 3 月 10 日まで〇〇〇〇 〇〇〇番 外 10 筆 計 10,637 m²を一時使用する旨の届出がっております。資料 24 ページから 26 ページに関係資料を添付しております。 続きまして、38 ページをお願いいたします。 市営河川 小野谷の災害防止対策工事に伴う仮設進入路として令和 6 年 10 月 23 日から令和 7 年 3 月 14 日まで〇〇〇〇〇 〇〇〇番〇 外 3 筆 計 3,443 m²を一時使用する旨の届出がっております。資料 27 ページから 28 ページに関係資料を添付しております。以上でございます。
議 長	続きまして、会議次第 6 番、その他に入らせていただきます。 事務局の説明をお願いいたします。

事務局 次回総会の日程についてでございますが、12月10日（火）10：30からとなっておりますので、よろしくお願いいたします。
また、広報委員の皆様は、総会終了後に残っていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 委員さんの方からは、何かございませんか？

会場 （なしの声あり）

事務局 閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。

副会長 これにて、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

2番委員

3番委員
